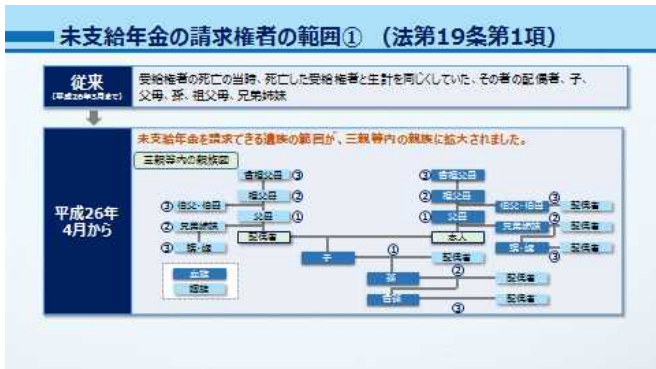


【未支給年金】

未支給年金について見てみましょう。

年金給付の受給権者が死亡した場合に、その者に支給すべき年金であって、まだ支給されていないものは、請求に基づき一定範囲の遺族に支給されます。これを未支給年金といいます。例えば、老齢基礎年金の受給権者が7月20日に死亡した場合、その者が最後に受け取る年金は、6月15日に支給される4月分と5月分となります。年金は、受給権者が死亡した月の分まで支給されるため、この場合であれば、6月分と7月分が未支給年金となります。

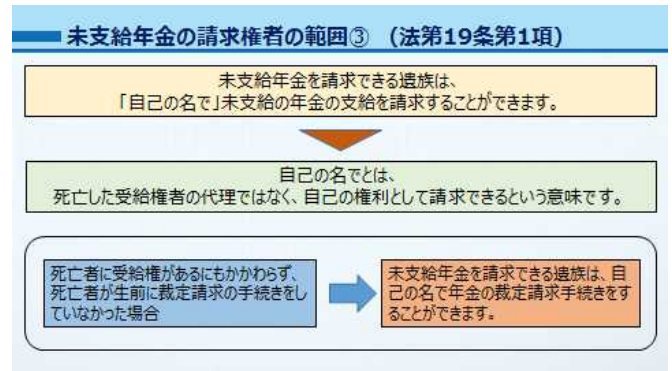


【未支給年金の請求権者の範囲】

従来、未支給年金を請求できる遺族の範囲は、受給権者の死亡の当時、死亡した受給権者と生計を同じくしていた、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹でしたが、年金機能強化法に基づき、平成26年4月から、親族図のとおり、三親等内の親族に拡大されました。



三親等の親族とは、曾孫、曾祖父母、甥・姪、おじ（伯父）・おば（伯母）、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ（伯父）・おば（伯母）などのことです。



未支給年金を請求できる遺族は、自己の名で未支給の年金の支給を請求することができます。自己の名では、死亡した受給権者の代理ではなく、自己の権利として請求できるという意味です。

また、死亡者に受給権があるにもかかわらず、死亡者が生前に裁定請求の手続きをしていなかった場合でも、未支給年金を請求できる遺族は、自己の名で年金の裁定請求手続きをすることができます。

## 未支給年金を受けられる遺族の順位

順位	遺族の範囲	未支給年金を受けられる遺族の順位
1	配偶者	「先順位」 ↑
2	子	
3	父母	
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	上記の者以外の3親等内の親族	

未支給の年金を受けるべき同順位者が2人以上いる場合 → 1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる。

## 【未支給年金を受けられる遺族の順位】

続いて、遺族の順位です。未支給年金を受けられる遺族の順位は、1番目が配偶者、2番目が子、3番目が父母、4番目が孫、5番目が祖父母、6番目が兄弟姉妹、7番目がこれらの者以外の3親等内の親族の順序です。

また、未支給の年金を受けるべき同順位者が2人以上いる場合は、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされます。

## 遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合①（法第19条第2項）

本来、未支給年金は、受給権者の遺族に支給される

死亡者が、遺族基礎年金の受給権者で、その者の死亡の当時、遺族基礎年金の支給要件や加算の対象となっていた、被保険者や被保険者であった者の子

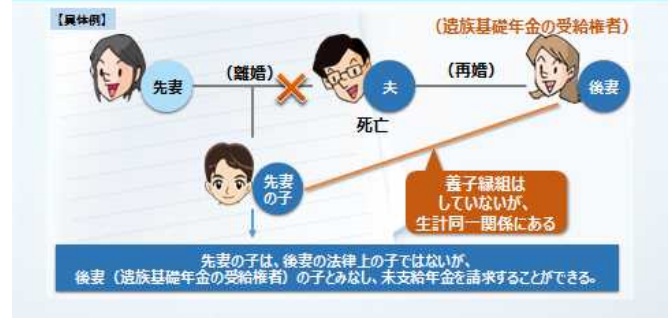
法律上、遺族基礎年金の受給権者の子とされない子であっても、受給権者の子とみなして、未支給年金を請求することができます

## 【遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合】

未支給年金の最後は、遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合です。

本来、未支給年金は、受給権者の遺族に支給されるものですが、死亡者が、遺族基礎年金の受給権者で、その者の死亡の当時、遺族基礎年金の支給要件や加算の対象となっていた、被保険者や被保険者であった者の子は、法律上、遺族基礎年金の受給権者の子とされない子であっても、受給権者の子とみなして、未支給年金を請求することができます。

## 遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合②（法第19条第2項）



例えば、図表のように、被保険者の夫が、先妻の子を連れて再婚をした後に死亡した場合、後妻は自分の子がいなくても、先妻の子と生計同一関係にあることにより、後妻に遺族基礎年金の受給権が発生します。その後、遺族基礎年金の受給権者である後妻が、先妻の子と養子縁組をすることなく死亡した場合、先妻の子は、後妻の法律上の子ではありません。しかし、このような場合でも、遺族基礎年金の支給要件や加算の対象となっていた、被保険者や被保険者であった者の子は、後妻の子とみなして、未支給年金を請求することができます。

## 確認問題

問題 1

未支給年金を請求できる遺族の範囲は、受給権者の死亡の当時、死亡した受給権者と生計を同じくしていた、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹である。

解答



(法第19条第1項)

平成26年4月より、二親等内の親族から三親等内の親族に拡大されました。

(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦「①～⑥」以外の三親等内の親族)

問題 2

未支給の年金を受けるべき同順位者が2人以上いるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、その全員に対してしたものとみなされる。

解答



(法第19条第5項)



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

未支給年金を請求できる遺族の範囲は、受給権者の死亡の当時、死亡した受給権者と生計を同じくしていた、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹である。

正解はバツです。

平成26年4月より、二親等内の親族から三親等内の親族に拡大されました(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦「①～⑥」以外の三親等内の親族)。

問題2です。

未支給の年金を受けるべき同順位者が2人以上いるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、その全員に対してしたものとみなされる。

正解はマルです。